

今月の相談室だよりの紙面

2ページ	限度額認定証・標準負担額減額認定証の更新時期です！
3ページ	だよりの情報広場 ～地域活動支援センターハーモニー～
4ページ	7月より家族懇談会を対面で実施します！／自立支援医療制度 心身障害者医療費助成制度（マル障）について／編集後記



【当院を利用されているご家族向けの催し】

わわわ会・家族懇談会・かけはし

対象：当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族  
※アルコール依存症を除く

参加方法：予約制（各回定員があります） 当院2号館1階4番相談受付窓口に来院、または電話で各担当までお申込みください。参加方法をご案内いたします。（☎0422-44-5331 代表）

7月より対面で実施！  
詳細は4面へ！

【つながろう 家族のための わわわ会】

オンライン(Zoom)開催

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。1クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。

日時：7月30日(土) 10:00～11:30

※毎月最終土曜日

テーマ：本人への接し方の工夫

『みんなが元気に暮らせるように』

講師：当院看護師

内容：各回、講義と質疑

予約制

定員：各回15名まで

費用：無料 テキスト(5回分含)をご希望の方は相談窓口(4番)で販売中(500円税込み)

今後の予定：8/27(土) 10:00～11:30

薬以外の治療「いっしょに歩むリハビリテーション」

【家族懇談会】対面開催

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフも一緒に考える場です。

ご家族自身の気持ちを話したり、他のご家族の体験談を聞き、その中でご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思っています。

日時：7月30日(土) 14:00～15:00

(13:45 受付開始) ※毎月最終土曜日

予約制

定員：8名まで

【家族セルフヘルプグループ かけはし】対面開催

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止となる場合があります。開催日前日に当院ホームページ「新着情報」をご確認いただくか、事前にお問い合わせください。

日時：7月9日(土) 14:00～15:00

※毎月第2土曜日

予約制

内容：家族による家族のための相談例会です。定員：10名

アルコール関連

対象：当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族

参加方法：予約制 参加ご希望の方は当院のホームページよりお申込みください。

(トップページよりご来院の皆様へ→ご家族向け→家族教育プログラムまたは家族ミーティングの「参加方法」より予約フォームへアクセスしてください。)

※ 詳細や実施状況については当院ホームページをご覧ください

【アルコール家族教育プログラム】

オンライン(Zoom)開催

予約制

アルコール依存症に関する医師と精神保健福祉士による講義をオンラインで月2回配信しています。

日時 7月2日(土)・16日(土) 10:00～11:10

※毎月第1・第3土曜日

内容：第1週 アルコール依存症とその治療について (担当：医師)

第3週 アルコール依存症からの回復と社会資 (担当：精神保健福祉士)

【アルコール家族ミーティング】

オンライン(Zoom)開催

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことを目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒されることを実感していただいています。

日時：7月2日(土)・16日(土)

11:15～12:00

※毎月第1・第3土曜日



# 限度額適用・標準負担額減額認定証更新時期です！

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方の「限度額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は令和4年7月31日です。

・更新窓口：各自治体の国民健康保険と後期高齢者医療制度の窓口

- \* 認定証を当院の会計窓口にて提示された月から適用となりますので、新しい認定証を必ずご提示ください。
- \* 有効期限が切れると、自己負担額に大きく影響します。手続きは時間の余裕をもって行ってください。



## 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

1ヵ月あたりの保険診療分（食事療養費を除く）の医療費の請求額が、規定の自己負担限度額までとなるのが「限度額適用認定証」制度です。非課税世帯の場合は、あわせて食事療養費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」制度が利用できます。

自己負担限度額は前年（1～12月）の世帯の所得によって決まります。

### -利用までの流れ-

- ① 加入している国民健康保険や後期高齢者医療制度（※1）の窓口（役所）で申請する。  
※1：それ以外の医療保険の方は、それぞれの管轄窓口へ
- ② 交付された限度額適用認定証を、保険証と一緒に病院の会計窓口にて提示する
- ③ 提示した月から入院医療費（食事療養費を除く保険診療分）自己負担が一定の限度額（※2）に抑えられる。

※2：限度額は前年の所得によって異なります（下表参照）

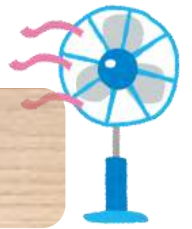
	区分 所得要件	1ヶ月あたりの限度額 (直近1年間において3回目まで)	4回目以降
70歳未満	区分ア 年収約1,160万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	区分イ 年収約770万円~1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	区分ウ 年収約370万円~770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	区分エ 年収約370万円以下	57,600円	44,400円
	区分オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
70歳以上	現役並み所得者世帯Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	現役並み所得者世帯Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	現役並み所得者世帯Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般世帯(※3)	57,600円	44,400円
	低所得者Ⅱの世帯(非課税世帯)	24,600円	
	低所得者Ⅰの世帯(非課税世帯)	15,000円	

※3：70歳以上で一般世帯の方は、高齢受給者証のご提示で限度額までの自己負担となります。

住民税非課税世帯の場合、申請により食事療養費が減額されます ※申請先は上記の①と同じです。

「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分オ、低所得世帯Ⅱ)」をお持ちの方は、1食あたり460円⇒210円、90日以上入院の場合、申請により1食あたり160円に減額されます。(会計窓口にて入院期間の証明書を発行できます。)

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得世帯Ⅰ)」をお持ちの方は1食あたり460円⇒100円となります。



# だよりんの情報広場

今年度は、当院に地域移行支援に関わってくださっている地域の事業所のご紹介をしていきます。  
今月は、西東京市にある、「地域活動支援センター♪ハーモニー」の大橋様にご寄稿いただきました。

## 地域活動支援センター♪ハーモニーとは

読者の皆様、初めまして。西東京市田無町にある「地域活動支援センターハーモニー」の大橋と申します。ハーモニーでは、「地域活動支援センターⅠ型」「計画相談」「地域移行支援」を行っています。今回は、「地域移行支援」の取り組みについて、お伝え致します。

## 対象者や対象地域、利用方法、取り組みにおける特徴

ハーモニーでは、精神科病院などにご入院されていて退院を目指している方や入院前の住所が西東京市にある方をお受けしています。地域移行支援は障害福祉サービスの一つのため、ご本人様、ご家族様あるいは病院の関係者から各自治体への申請が必要になります。西東京市の場合は市役所の障害福祉課が申請先になります。地域移行支援を利用するための「計画相談」も併せてお受けしています。

退院後は、地域活動支援センターを併設しているので、そちらでの支援も行っています。ご興味のある方はご入院先の相談員（ソーシャルワーカー）やハーモニーまでお問合せください。

## 井之頭病院との関わり



井之頭病院とは地域移行支援に限らず連携しています。

地域移行に関しては、退院支援に熱心さが感じられ、我々地域の支援者が面会や同行をした際には、職種を問わず快く受け入れていることがとても印象的です。病院全体で地域移行支援に取り組んでいることが感じられます。「地域移行・地域定着支援関係者懇談会」にも、ハーモニーから参加しています。そこでは、それぞれの立場から活発な意見交換がなされるので、地域移行支援について考えを深めるきっかけになり、こうした場はありがたいと思っています。

## 地域移行支援のやりがい

地域移行支援では、入院中からグループホームや作業所などを実際に体験してもらい、振り返りを行うことでご本人様の内面をより深めて知ることができます。これは、退院後の生活を支える上で参考になりますし、何よりご本人様の自信にもつながり、更なる力を発揮することができます。病院の中でお会いするだけでは知り得なかったことを、このようなことから知ることができること、また入院中から関わることで、ご本人様、家族様に安心して地域へ戻っていただくことができることが地域移行支援のやりがいであり、魅力だと思います。



## 読者の皆さんにひと言

最後に、弊事業所でも地域移行支援の普及啓発に力を入れている中、こうして「相談室だより」でご紹介することができることを大変嬉しく思っています。今後も、地域の支援機関として地域移行支援に邁進してまいりますので、皆様どうぞ宜しくお願い致します。

お問い合わせ：☎042-452-2773  
月・火・木・金：10:00~19:30  
水：12:00~18:00/土:10:00~18:00



次号は…

すまいる荻窪



# 7月より家族懇談会を“対面”で開催します！

当院では平成2年から毎月最終土曜日に家族懇談会を開催してきました。

しかし新型コロナウイルス感染症の流行により、約2年間の中断を経て、令和3年11月よりオンラインでの家族懇談会を開催してきました。一方で、オンラインに抵抗があり参加を見送っていた方や、これまで対面での家族懇談会に参加されていた方は、まだまだ参加が難しい状況でした。

より多くのご家族にご参加いただきたいという想いもあり、7月より感染対策を講じた上で、対面での開催をすることとなりました！

## 家族懇談会とは

精神疾患のある方のご家族の中には、悩みを話す場がなく、ひとりで頑張っている方も多くと思います。そのようなご家族が安心して話すことができ、他のご家族とつながることでさらに安心感や癒しを得る場となっています。

～家族懇談会は、家族同士の交流を通して、ご家族自身が元気になる場です！～



日時：毎月最終土曜日 14:00～15:00

場所：当院2号館1階会議室1

参加対象：当院に受診または有料相談歴のあるご家族で、悩みを抱えていて元気になりたいと思っているご家族。

参加方法：予約制。当院2号館1階4番相談受付にてお申込み、または電話で家族懇談会担当者までお申込みください。

定員：8名

集合場所：当院外来待合室（13:45にお集まりください）

\* 予約受付時に、感染対策についての説明をさせていただきます。

連携相談センター 家族懇談会担当  
前沢・原・川口・前田

TEL：0422-44-5331（代）

## 盆踊り大会中止のお知らせ

当院では新型コロナウイルス感染症拡大の終息の見通しが立たない中、ご来場者の健康や安全面を考慮した結果、本年も盆踊り大会は中止とさせていただきます。楽しみにして下さっていた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



## 自立支援医療制度をご存知ですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります（注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です）。また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は5,500円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

## 心身障害者医療費助成制度（マル障）をご存知ですか？

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（※）は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での（精神科以外でも）外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります（ただし、入院中の食事療養費は対象外）。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。

編集後記：梅雨入りしたとの情報もありましたが、夏のような蒸し暑い日が続いていてつらいです…泣。しま

